

【保健室よりお知らせ】

*** 学校において予防すべき感染症の種類と【出席停止の期間の基準】**

【 第一種 】 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、**新型コロナウイルス感染症**、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び 鳥インフルエンザ・・・【**治癒するまで**】

【 第二種 】 インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核、髄膜炎菌性髄膜炎・・・【**次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたとき**】

- ・インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。
- ・百日咳：特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- ・麻しん：解熱した後3日を経過するまで。
- ・流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで。
- ・風しん：発しんが消失するまで。
- ・水痘：すべての発しんが痂皮化するまで。
- ・咽頭結膜熱：主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- ・結核：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ・髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

【 第三種 】 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症・・・【**病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで**】

つきましては、必ず診断書（欠席の理由（病名）と欠席期間が記載されているもの）もしくは本校の「保健室より 出席停止報告書」（本校ホームページよりダウンロードできます）を登校時にご提出いただきますようお願い申し上げます。

★疑問な点・相談等は、学校TEL（0598）30-8175までご連絡下さい。